

平成 17 年智頭町条例第 28 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年智頭町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係）を次のように改める。

別表第 1（第 1 条関係）

（改正後）

職 名	報 酬 額
情報公開審査会委員	" 9,000円
<u>個人情報保護審査会委員</u>	<u>" 9,000円</u>
学校医	基本額 年額 103,000円
	生徒数割生徒1人あたり 110円
	就学時健康診断 1回 5,000円

（改正前）

職 名	報 酬 額
情報公開審査会委員	" 9,000円
学校医	基本額 年額 103,000円
	生徒数割生徒1人あたり 110円
	就学時健康診断 1回 5,000円

附 則

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

